

栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関

テキセイカタイムズ

◆労働関係法令の改正ポイント！（第2弾）

前回の紙面では新改善基準告示についてお知らせしましたが、今回は今年4月から改正される【ポイント1】と既に施行されていますが、取り組みが遅れている会員が多い【ポイント2】についてお知らせいたします。



【ポイント1】 月60時間を超える時間外労働にかかる割増賃金率が50%以上に！！

これまで月60時間を超える時間外労働にかかる割増賃金率は大手企業のみ50%以上でしたが、2023年4月から、中小企業においても月60時間超の時間外労働の割増賃金率が50%以上となります。（罰則：6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金）

～2023年4月から～

1カ月の時間外労働時間：60時間以下→25%以上 **60時間超→50%以上**

例えば…【時給換算 1,500円、時間外労働 80時間の場合】

●2023年3月末までは
時間外労働 80時間
 $80 \text{時間} \times 1,500 \text{円} \times 1.25$
= **150,000円**



●2023年4月以降は
時間外労働 80時間
 $60 \text{時間} \times 1,500 \text{円} \times 1.25 = 112,500 \text{円}$
+
 $20 \text{時間} \times 1,500 \text{円} \times 1.5 = 45,000 \text{円}$

 $112,500 + 45,000 = 157,500 \text{円}$
※60時間を超える20時間は50%で計算！



【ポイント2】 年5日の年次有給休暇が取得必須に！

・2019年4月から、年10日以上の子年次有給休暇が与えられる労働者に対し、毎年、5日の有休を会社が労働者と相談して時季を指定して取得させなければならないことになりました。

（罰則：30万円以下の罰金）

これからは…

使用者



① 休みどうする？

② ○月○日に休みたいです。

労働者



③ それでは○月○日に休んでください！

・なお、労働者が自ら取得した年休日数、会社から労働者へ計画的に付与した年休日数は、義務付けられている5日から控除できます。

・また、「休暇」は就業規則の絶対的必要事項なので、使用者が年次有給休暇の取得時季を指定する際は、対象となる労働者の範囲や時季指定の方法について就業規則に記載しなければなりません。

(規定例) 第〇条

1項～4項(略) ※厚労省HPで公開しているモデル就業規則等をご参照ください

5 第1項又は第2項の年次有給休暇が10日以上与えられた労働者に対しては、第3項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該労働者の有する年次有給休暇日数のうち5日について、会社が労働者の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、労働者が第3項又は第4項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

ポイント1の詳細は



ポイント2の詳細は



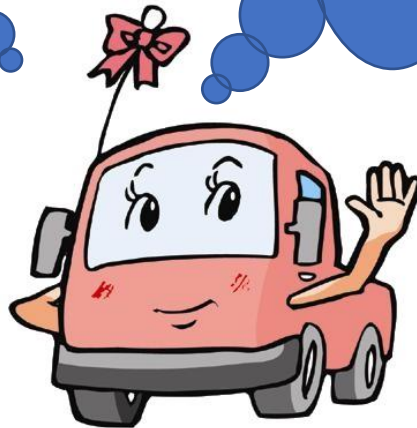
厚労省モデル就業規則は



就業規則は当該
営業所に属する労働者が常時10名
以上で作成、届出
が必要ね！

今回お知らせした
時間外割増賃金率引
上や年5日有給取得
義務について、
「ウチは小さい会
社だから無理！」と
か「忙しくて有休な
んて取れないよ！」
はNGですよ！

長時間労働を改
善して、魅力ある
職場づくりを目指
しましょう♪



お問合せ：栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関

TEL：028-684-5882